新潟市総合評価方式の手引き

入札参加者様へ

平成24年6月

新潟市 都市政策部

技術管理センター 技術管理課

目 次

1	はじめに												(3)
	(1)総合評価落札方式とは	•	,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(2)総合評価方式の導入の意義	•	,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(3)落札者の決定方法	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2	対 新潟市における総合評価方式														
	(1)総合評価落札方式の試行状況	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	5
	(2)総合評価落札方式の見直し経緯	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	5
	(3)総合評価落札方式の適用対象工事	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3	3 平成 24 年度 総合評価方式試行の改正につい	7													
	(1) 改定の基本的方針	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(2)対象工事	•	,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(3)評価項目・配点の見直し	•	,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(4) 受注機会の平準化	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(5)総合評価方式試行要領の改正	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
4	・ 平成 24 年度の具体的な改正点														
		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
5	評価区分ごとの評価項目と配点														
		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
6	評価項目と評価基準														
		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
7	実施スケジュール														
		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
8	3 「総合評価方式個別説明書」及び「技術評価点	₹É] [3	Ψ.	Œ	該	ξJ	li	_ :) (۱۰,	て		
	(1)「総合評価方式個別説明書」について	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	(2)「技術評価点自己評価表」について	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17

9 履行の)確保と確認	(受注者の方へ	特にご	主意いた	だきた	<u> </u>	<u>こと</u>	<u>) </u>	
						•	•	• • 25	5
10 その	他の的事項								
(1)学	学識経験者からの	意見聴取				•	•	• • 27	7
(2) 部	説明要求等につい	7				•	•	• • 27	7
【参考資料	4】						• •	28	3
	地方自治法施行:	令及び地方自治法が	拖行規則	<抜粋>	•				
	地方自治法施行	規則 〈抜粋〉							
	新潟市建設工事·	一般競争入札実施要	更綱 <抜	录料>					
	新潟市建設工事	総合評価方式試行勢	要領						

【補足説明】

※ 新潟市建設工事総合評価方式を試行するうえで、上記「新潟市建設工事総合評価方式試行要領」 のほかに下記のものを定め、新潟市のホームページ(下記アドレス)に掲示しています。 詳しくは、ホームページをご覧ください。

(http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/important.html)

- ・新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準
- ・新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める技術評価委員会設置基準
- ・新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める委託実施要領
- ・新潟市建設工事総合評価アドバイザー制度運営要領
- ・自己評価にあたっての留意事項

1 はじめに

建設工事は、<u>目的物が使用されて初めてその品質を確認できること</u>、<u>その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと</u>、<u>個別の工事により品質に関する条件が異なること</u>などの特性を有しています。

公共工事に関しては、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、公共投資が減少する中でその受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増しています。

これにより、<u>工事中の事故や手抜き工事の発生</u>、<u>下請業者や労働者へのしわ寄せ等</u>による<u>公共</u> 工事の品質の低下が懸念されています。

このような社会状況を踏まえ、公共工事の品質確保を目的に

平成17年4月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)

が施行されました。

品確法では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、 価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とし、公共工事の品質確保に当たっては、「民間事業者の能力が適切に評価され、並びに 入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるよう配慮されなければならない。」と規定しており、この品確法の基本理念を実現する主要な取組みとして、総合評価落札方式の適用が示されています。

また、品確法を総合的に推進するため、

平成 17 年 8 月 26 日に、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に 推進するための基本的な方針」(基本方針)

が閣議決定されました。

基本方針では、「我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要であり、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

としています。

(1)総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に施工計画や施工能力等についての技術資料の 提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価 して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、<u>工事品質の確保及び向上</u>、企業間における技術力競争の促進、<u>談合の抑制等の効果</u>が期待できます。

(2) 総合評価方式の導入の意義 (国土交通省 総合評価実施マニュアルより)

総合評価方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に 対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、 一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を 促進する。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式における落札者の決定方法は2種類あり、

① 予定価格等の制限の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から 提出された技術資料に基づいて各評価項目を点数化した技術評価点を加えて総合評価点(評価点)とする方法で、総合評価点の最も高い入札参加者を落札者とする方法。(加算方式)

評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

- ② 技術評価点を入札価格で除する方法で、総合評価点の最も高い入札参加者を落札者とする 方法。(除算方式)
 - 【注】新潟市における総合評価方式入札では、加算式を採用しています。

2 新潟市における総合評価方式

新潟市においては、平成 18 年 7 月 18 日に簡易型、標準型、高度技術提案型という3つの方式の区分からなる新潟市建設工事総合評価方式試行要領を定め、試行を開始しました。

試行の開始以来、各年度において、その試行結果や様々な意見等を踏まえ、評価項目や配分点数等の検証及び見直しを行い、総合評価方式による一般競争入札を推進しています。

(1)総合評価落札方式の試行状況

年度ごとの試行状況は、以下の通りとなっています。

(標準型、高度技術提案型については、これまで試行実績がありません。)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
特別簡易型	0	7	126	103	119	245	600
簡易型	4	3	11	12	6	30	66
年度毎集計	4	10	137	115	125	275	666

(2)総合評価落札方式の見直し経緯

平成 18 年 7 月 18 日に定められた新潟市建設工事総合評価方式試行要領では、簡易型、標準型、高度技術提案型という3つの区分でスタートしましたが、平成 19 年 12 月 20 日の改正施行により特別簡易型が加わりました。

以後、総合評価方式の見直しは、主に特別簡易型、簡易型について行ってきました。

特別簡易型については、平成22年6月11日の改正施行から、「施工実績評価型」及び「地域貢献度評価型」に区分し、発注工事金額の規模に応じた評価などを目的とした改善を行いました。

簡易型についても同様に、平成 22 年6月 11 日の改正施行から、発注工事金額の規模に応じて評価することとし、3 つのタイプを設け改善を行いました。

価格評価点及び技術評価点の配点については、下記のように見直しをしてきました。

- ① 価格評価点は、年度を追うごとに引き下げ傾向にあります。
- ② 一方、技術評価点は、年度を追うごとに引き上げ傾向となっています。 これは、年度進行とともに<u>企業の技術力を重視する傾向にある</u>ことを示すとも言えます。

(3)総合評価落札方式の適用対象工事

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる工事は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱第2条の規定による「新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟市請負工事等区役所審査委員会(以下「入札審査委員会」という。)が審査する一般競争入札に参加できる資格要件に係る全体工事費によるものとしています。取扱い経過を以下に記します。

- ① 平成 18 年度の試行から平成 23 年 10 月 10 日までは概ね 1,000 万円以上の工事
- ② 平成 23 年 10 月 11 日以降の入札公告からは、2,500 万円(建築一式工事は 5,000 万円) 以上の工事

3 平成24年度 総合評価方式試行の改正について

平成24年度の総合評価方式の改正にあたっては、以下の項目に留意しました。

(1) 改正の基本的方針

公共工事品質を確保しつつ、下記のことについて検討する。

- ・ 技術力があり、地域の安心安全に貢献する企業が参加しやすい評価方法とする。
- ・ 工事の種類や工事規模、参加企業の規模に応じて評価項目を設定する。
- ・ 本年度実施したアンケート調査や各建設業協会等との意見交換会での意見や要望を参考としながら改善を図る。

(2) 対象工事

- ① 土木工事などは2,500万円以上、建築一式工事では5,000万円以上の工事とし、対象工事件数(下記総合評価方式の対象としない工事を考慮後)の概ね40%程度、約160件(総合評価対象案件 区発注のもの:本庁発注のもの=(概ね)30%:70%)
- ② 総合評価方式の対象としない工事
 - ・ 学校などの工事で、休業期間の施工を必要とし、施工時期に制約がある工事
 - ・ 新潟市での発注実績が非常に少なく、工事経験者が極端に有利になる工事

(3) 評価項目・配点の見直し

- ① 地域の安心安全の確保に貢献する企業が参加しやすい評価方法とし、工事成績平均点の配点を下げる。
- ② 技術力のある企業が参加しやすい評価方法とし、地域貢献度の配点の軽減や案件により評価しない項目を設定することにより相対的に技術力の評価を上げる。
- ③ 経済状況が厳しい中、企業の負担軽減のため新規雇用の配点を軽減し区発注案件では評価対象とせず、障がい者雇用については評価を廃止する。
- ④ 若手技術者を育成する観点から、小額工事における同種工事の成績の評価を廃止又は、配点を軽減する。
- ⑤ 小額工事において案件により、現場代理人としての経験を評価する。
- ⑥ 限られた契約企業が評価の対象となる緊急修繕については、評価を廃止する。

(4) 受注機会の平準化

多くの企業の総合評価方式への参加を促進するため、持ち点制を設け、受注回数に応じて持ち点を減点する。(持ち点2点 ⇒ 1回の受注で0.4点の減点、5回受注で持ち点0点)

(5) 総合評価方式試行要領の改正

平成24年4月1日付けで、新潟市建設工事総合評価方式試行要領第2条で規定する評価の 区分を以下のよう改正しました。

改正の該当箇所は、特別簡易型に関するものです。

これまでの「地域貢献度評価型」及び「施工実績評価型」を「企業育成型」及び「通常型」に改めました。

(ア) 特別簡易型

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、施工の確実性を確保するため、 同種工事における工事成績又は施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等の技術力 と価格とを総合的に評価するものするものです。

平成 24 年度 の改正で,新 たに設定した 型です。

- ① 企業育成型 (I型・II型):比較的小額な工事において、必要とする技術力を保持して いる企業を評価するもの
- ② 通常型(I型~II型) : 比較的小額な工事以外の工事において、必要とする技術力の保持に加えて地域や社会への貢献をしている企業を重視して評価するもの

(イ) 簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、簡易な施工計画の提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するものです。

(ウ)標準型

標準型は、技術的な工夫の余地の大きい工事で、工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合において、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案(具体的な施工計画)の提出を求め、技術力と価格とを総合的に評価するものです。

(工) 高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地の大きい工事を対象に、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するものです。

4 平成 24 年度の具体的な改正点

下記に、平成23年度評価内容を平成24年評価として改めた概要を示します。

【簡易型に関する事項】 「簡易な施工計画」:配点8点を9点に変更

【特別簡易型に関する事項】 「地域貢献度評価型」及び「施工実績評価型Ⅲ型~Ⅰ型」を

「企業育成型Ⅰ型・Ⅱ型」及び「通常型Ⅰ型~Ⅱ型」とし「通常型Ⅲ型」を新設

【簡易型及び特別簡易型に関して共通の事項】

・下表において空欄は、変更なしを示します。

①【評価項目】の工事の施工能力の企業に関する事項

・下表において通常型皿型の()は、点数を示します。

- ・ 工事成績(平均点)について、それぞれの評価区分で1~3点引き下げしました。
- ・ 「総合評価方式受注回数(減点)」は、今年度新たに設けた評価項目であり、できるだけ多くの企業から総合評価方式に参加していただけるよう受注回数による減点方式を取り入れたものです。

評価項目		#	寺別簡易雪	빈			簡易型	
計画項目	企業育 成 [型	企業育 成Ⅱ型	通常型 I 型	通常型 Ⅱ型	通常型 Ⅲ型	I型	Ⅱ型	Ⅲ型
工事成績(平均点)	配点2~	3点減点	配点1~	2点減点	新設(6)	西己,	点1~2点源	域点
同種工事の 工事成績(回数)			配点1 点減点		新設			
同種・類似工事の 施工実績				配点1 点減点	(配点 2点)	配点1 点減点		
総合評価方式 受注回数(減点)		新設(配	点2点)		∠/M/	新記	设(配点2点	Ī)

②【評価項目】の工事の施工能力の配置予定技術者に関する事項

- ・ 同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績について、企業育成型(I型)では評価の対象 としないこととしました。
- ・ 同種・類似工事の施工実績について、平成 23 年度において評価した<u>主任技術者(監理技術者)あるいは担当技術者</u>での評価を取り止め、主任技術者(監理技術者)としての単独の評価に変更しました。
- ・ 同種・類似工事の施工実績について、現場代理人、現場代理人又は担当技術者での評価をそれぞれ 企業育成型 I 型又は企業育成型 II 型で取り入れました。

評価項目		#	寺別簡易型	<u> </u>			簡易型	
計画項目	企業育 成 I 型	企業育 成Ⅱ型	通常型 I 型	通常型 Ⅱ型	通常型 Ⅲ型	I型	Ⅱ型	Ⅲ型
国家資格					新設(1)			
同種工事の 工事成績			配点1 点減点			配点1 点減点		
同種・類似工事の 施工実績(主任等)		新設		配点1 点減点	新設 (配点			
同種・類似工事の 施工実績(現場代 理人等)	新設 (配点 1点)	(配点 1点)			2点)			

③【評価項目】の地域・社会貢献度に関する事項

- ・ 地域・社会貢献度で設定される評価項目の配点を全体的に引き下げました。
- 緊急修繕の評価については、総合評価方式の評価項目としないこととしました。
- ・ 障がい者雇用の評価については、総合評価方式の評価項目としないこととしました。
- ・ ボランティア活動の評価について、過去(最長3カ年度)において継続して活動してきた入札参加 者の貢献度を尊重した評価方法に変更しました。
- ・ 市内企業の活用の評価について、区役所発注工事について評価点の配分を1点高めました。

評価項目		#	寺別簡易雪	<u> </u>			簡易型		
計画項目	企業育 成 [型	企業育 成Ⅱ型	通常型 I 型	通常型 Ⅱ型	通常型 Ⅲ型	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	
災害時活動協力			配点1	点減点	新設(1)				
除雪協力					新設(2)				
地域内拠点			配点 0.5	5 点増点	新設 (O.5)	配点 0.5 点減点	配点 0.5	5 点増点	
緊急修繕	項目	削除	項目	削除			項目削除		
新潟市消防団協力		配点1 点減点	配点 1.5	5 点減点	新設	酉己	点 0.5 点減	点	
高齢者雇用			配点 1.5	5 点減点	(O.5)	西己	点 0.5 点減	点	
障がい者雇用	項目	削除	項目	削除			項目削除		
次世代育成支援			配点 1.5	5 点減点	新設	配点 0.5 点減点			
ボランティア活動		配点1 点減点	配点 1.5	5 点減点	(O.5)	配	配点 0.5 点減点		
市内企業の活用	配点1	点増点			新設(2)				

④【評価項目】客観的な優良性に関する事項

・ 「ISO14001」、「ISO9001」及び「エコアクション 21」の評価について、平成 23 年度において相互にグループ化して評価していましたが、平成 24 年度においては、それぞれを単体で取り扱い評価することとしました。(ただし、「エコアクション 21」の評価については、5 月中旬以降 12月までの公告において、評価項目としないこととしています。単独の扱いについても変更予定。)

評価項目		#	寺別簡易型	<u> </u>			簡易型	
計画項目	企業育 成 I 型	企業育 成Ⅱ型	通常型 I 型	通常型 Ⅱ型	通常型 Ⅲ型	I型	Ⅱ型	Ⅲ型
ISO 9001 の 認証取得	非文	过象	評価内容	学を変更		評	価内容を変	更
ISO140001 の 認証取得	非文	过象	評価内容を変更			評	価内容を変	更
エコアクション 21 の認証取得	非対象	新 評価内 容変更		过象			非対象	
優良工事表彰等	非対象				新設(2)			

⑤ 新規雇用の「雇用状況」に関する事項

・ 「雇用状況」の評価について、企業育成型では評価の対象としないこととしました。また、通常型及び簡易型において評価点の配分を1点下げ2点としました。

評価項目		#	寺別簡易雪	<u> </u>			簡易型	
評Ш項日	企業育 成 I 型	企業育 成Ⅱ型	通常型 I 型	通常型 Ⅱ型	通常型 Ⅲ型	I型	Ⅱ型	Ⅲ型
雇用状況			配点1	点減点	新設(2)	酉	記点1点減点	计

⑥ 総合評価点(価格評価点及び技術評価点)に関する事項

■ 本古口		特	別簡易型	<u> </u>			簡易型		標準
評価項目	企業育 成 I 型	企業育 成Ⅱ型	通常型 [型	通常型 Ⅱ型	通常型 Ⅲ型	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	型
価格評価点	85	80		80			70		65
技術評価点	15	20		22			32		37
総合評価点	100	100		102			102		102

【注】総合評価点の差:特別簡易型企業育成型Ⅰ型及びⅡ型には,雇用状況の評価項目の設定なし。

5 評価区分ごとの評価項目と配点

前記「3 平成24年度総合評価方式試行の改正について」及び「4 平成24年度の具体的な改正点」で示した評価項目と評価点数を評価区分ごとに示すと下記のようになります。

【技術評価項目における注意事項】

- ① 技術評価の項目は、「工事の施工能力」、「地域・社会的貢献度」、「客観的な優良性」、「新規雇用」及び「簡易な施工計画」から構成されています。
- ② 「工事の施工能力」は、企業や配置を予定する技術者を評価するものであり、<u>必須評価項</u> <u>目</u>です。
- ③ 「地域・社会的貢献度」、「客観的な優良性」、「新規雇用」は、選択評価項目です。
- ④ 従って、上記選択項目に属する評価個目は、案件ごとに定められます。(非固定です。)

成2	44	平度 技術評価点の配点表 (案)					0型を適用 0型を適用			Test	· - Fm
改定	*	建築一式は対象外 李都分は変更箇所	┖	電気・管	の場合:2,5	00万円以上	の型を適用	1. t:t:131	000万円は4	下記単位 と3000万円と	
П			7	•		特別簡易型		-		簡易型	
		評価項目	イナ	企業1	r成型 II型		連集型 Ⅱ型	田型	I型	正型	血型
			金額	2,500以上 3,000未満	3,000以上 5,000未得	5,000以上 8,000未締	8,000以上 20,000末補	20,000 U.E	6,000以上 8,000末満	8,000以上 20,000未獲	20, 000 以上
 		簡易な施工計画		0,000,00	D, 000,000	a, coopega	zo, ocopeja		9.0	9.0	9.0
		工事の施工能力		9.0	11.0	12.0	14.0	17.0	14.0	15.0	17.0
		工事成績 (平均点)	必須	4.0	4.0	5.0	5,0	6.0	5.0	5,0	6.0
H	企	同種工事の工事成績(回数)	必須	_	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
H	寨	同種・類似工事の施工実績	必須	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
H		統合評価方式受注回数(減点)	必須	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		国家資格	必須	1,0	1.0	1.0	1.0	1,0	1.0	1.0	1.0
H	技	同種工事の工事成績	必須	_	1.0	1,0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0
H	術	同種・類似工事の施工実績									
Н	#	主任(監理)技術者で登録	必須	_	1.0	1.0	1,0	2.0	1.0	1.0	2.0
Ιl		・奨揚代理人。担当者で登録	必須	1,0	1,0	ı	-	ı	_	_	-
		地域・社会賞献度 (選択項目)		9,0	9.0	7,5	7,5	7,5	5,5	5,5	5,5
技術		災害時活動協力	₩1	3.0	2.0	1,0	1,0	1,0	1,0	1.0	1,0
評価		除雪協力 (建築一式/電気/管を除く)	※1	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0
点	地域	地域内拠点	₩2	_	_	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5
Н	扗	緊急修繕	削除	_	_	_	_	_	_	_	_
Н	会實	新揭市捐防団協力事業所	※2	_	1,0	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5
Н	œ.	高齢者雇用	※2	_	_	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5
Н	度	準がい者雇用	削除	_	_	_	_	_	_	_	_
Н		次世代育成支援対策への協力	※2	_		0,5	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5
Н		ボランティア活動	※2	_	1,0	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5	0,5
ı		市内企業の活用	※2	3,0	3,0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0
ŀ		客観的な優良性 (選択項目)		0,0	2.0	3,0	3,0	3,0	3,0	3,0	3,0
	客観	(下配に分割) ISO 9001 の郵配取得	₩1	_	_	1.0	1.0	1,0	1,0	1.0	1.0
H	的な	ISO 14001 の膨胀改得	₩2	_	_	1.0	1.0	1.0	1.0	1,0	1,0
ΙI	優	(分割して、下記のみを採用)									
П	幾性	エコブラション 21 の製鉱取得	※2	_	1,0	_	_	_	_	_	_
ΙI		優良工事表彰	※2	_	1.0	1.0	1.0	1,0	1.0	1.0	1.0
	9	「規屬用(必須項目:除く育成型)		_	_	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		技術評価点の (基準) 配点		15,0	20.0	22.0	22.0	22.0	32.0	32.0	32.0
_		(参考) 全技術評価点の合計		18,0	22.0	24.5	26,5	29.5	33,5	34,5	36,5
		議集一式・電気・管の場合 原則、必須とするが、案件により項 案件により項目を選択することがで		15.0 択することが	20.0 できる。	22. 6	24. 5	27.5	32. 6	33. 5	35. 5
価格	評価	Ā		85,0	80,0	80,0	80,0	80,0	70.0	70.0	70.0

6 評価項目と評価基準

総合評価落札方式の評価項目及び評価基準については、「自己評価にあたっての留意事項」でも お知らせしていますが、入札案件ごとに新潟市建設工事総合評価方式試行要領で定める別記様式第 1号(技術評価点自己評価表)により、入札公告において個別に示すこととしています。

新潟市建設工事総合評価方式試行要領については、新潟市ホームページ (http://www.

city.niigata.jg.jp/business/doboku/sougou/important.html) でご確認ください。

※ 一例として、下記に特別簡易型(通常型Ⅲ型)の技術評価点自己評価表を掲げます。

別書	2様3	式第1号(第		己評価表 (特別	簡易型 通常型 Ⅲ型	別表 1 -		土木							
(1	K T4	先)新潟市長				申請日									
				入礼参加资格登録 所 在 地			下記に	工 (業) 種 入札参加資							
				商号又は名称			者名簿	格付けラン 入ください							
				代表者名											
				工事番号			•								
				工事名											
_	_							4787							
⊢	⊢	評価項目	評価内容	80直以上	評価 基 準	■ 6.0	-	自己評価							
	l		工事成績評定点の平均点: (小数点以下第3位四接五人	70直以上80直未満		(a-70) ×	0. 6								
l	工事成績 (平均点) 年 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東 (東	2位止) (現年度を含まず、過去4ヶ	65直以上70直未満		0.0		新潟市群								
l	l	T-MARI	(現年度を含まず、過去4ヶ年度の評定点 ※1) (対象とする工程及び期間は	65点未満(マイナス評価	とする)	(a-65) ×	1. 2								
ı	l		案件ごとに定める)	実績なし。		0.0									
ı	l			75直以上が5回以上。		2.0	_								
ı	l		同権工事で75点以上の工事 成績評定点	75直以上が4回以上。		1.6	_								
ı	l		(現年度を含まず、過去4ヶ 年度の評定点 ※1)	75直以上が3回以上。		1.2	_								
ı		The Colonia	(対象とする問種工事は案件 ごとに具体的に定める)	75直以上が2回以上。 75直以上が1回以上。		0.8	\dashv								
ı	Ø			実績なし。		0.4	\dashv								
ı	敷力		同種類似工事の施工実績		政令指定都市の発注工事の元請施工		\dashv								
ı	l	同種・類似工事	(現年度(公告日前日まで)及び過去10ヶ年度内の実績)	上記以外の発注工事の元請		1.0	\dashv								
Ī	l	同種・類似工事 の施工実績	が施工実績	の施工実績	の施工実績	の施工実績	の施工実績	が施工実績	の施工実績		(対象とする実績要件は案件 ごとに具体的に定める)	実績なし。	0.0	\dashv	
စ	l			受注実績が、毎し		2.0	\dashv								
I	l			受注実権が、1回		1.6	17.0								
26	l	総合評価方式受 注回数	※2	受注実機が、2回		1.2	┦								
8	l	注回数 (減点方式)	当数年度の総合評価方式の受 注回数	受注実績が、3回		0.8									
9	l			受注実績が、4回		0.4									
ı	ᆫ			受注実績が、5回以上		0.0	_								
l	l			工事を施工しうる国家資格: 技術士の資格を有する者。	を有する者のうち、1級の国家資格	を有する者又は 1.0									
	l	国家資格	主任 (整理) 技術者の有する 責格	工事を施工しうる国家資格	を有する者のうち、2級の国家資格	を有する者。 0.5									
l	æ			上記以外の資格		0.0	7								
l	Ŧ		主任技術者(監理技術者)と して従事した同種工事でのエ	80直以上あり。		2.0	\neg								
l	定技術	同種工事の工事	事成績評定点 (現年度を含まず、過去4ヶ	75点以上あり。		1.0	\dashv								
l	着の	成績	年度の評定点 ※1) (対象とする問種工事は案件			0.0	\dashv								
l	能力		ごとに具体的に定める) 間種類似工事の施工事績		政令指定都市の発注工事の元請施工		\dashv								
l		同種・類似工事	(現年度(公告日前日まで)及び過去10ヶ年度内の実績)	上記以外の発注工事の元請		1.0	\dashv								
l	の施工実績		(対象とする実績要件は案件 ごとに具体的に定める)	実績なし。		0.0	\dashv								
⊢	Н	新風布の災害協定の有無 新風布の災害協定の有無		1.0	+										
地址	災害	時活動協力	(現年度(公告日前日まで)及	の災害協定の有無 度(公告日前日まで)及 上記以外での災害協定の締結実積あ	結実績あり。	0.8									
:	$oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}$		び過去3ヶ年度内の協定)	契約実績なし。		0.0									
*				工事施工場所と同一区域内	新潟市から除雪楼梯の貸与を受けない	・契約実績あり。 2.0									
献度	ı		新潟市の除置協力の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去3ヶ年度内の契約)	において	新潟市から除雪機械の貸与を受ける	向的実績あり。 1.6									

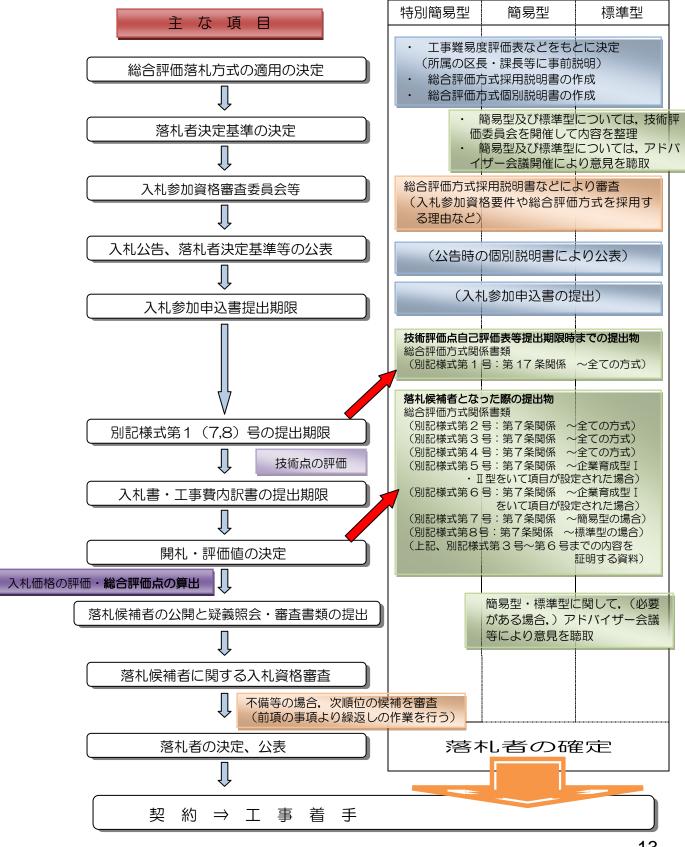
ى	I		解雇がなく、制規雇用もな	***	0.0		
が開発用	雇用状况	(公告日前日から過去1年間 の実績)	新規雇用者數/総職員數 (1 (小數点以下第 2 位回抽五) 解雇がなく、新規雇用もな	入1位止め)	1.0	2.0	
多新展		新規雇用及び解雇の有無	解雇がなく、新規雇用あり。 入札参加登録時の総職員数の4		(a×0.25)+1		
			解覆がなく、入札参加登録	時の総職員数の4%以上新規雇用した。	2.0		
		及び過去4ヶ年度内での表彰 及び工事成績)	受賞等なし。		0.0		
0	優良工事表彰等	の有無 (現年度(公告日前日まで)	措定区分での80点以上の	工事成績評定点あり。	0.5		
温恕		推定区分での新潟市優良工事 長彰又は一定以上の工事成績	指定区分での優良工事表彰	の受賞あり。	1.0		
*	の認証収得	帰の有無 (公告日務在の認証)	腋当しない。		***********		
養良	エコアクション21	エコアクション21の観音歌	エコアクション21の認証が	გ ა.	***********		
的な	部証取得	の有無 (公告日現在の課証)	上記の課証なし。		0.0		
ŧ	180140010	180 14001 銀紅取得	ISO 14001製証を入札参加す	名で受けている。	1.0		
	ISO 9001の 認証取得	有機(公舎日現在の課題)	上記の複数なし。	and Cath Circle	0.0		
_		1809001 銀紅取得の	上記に該当しない。 ISO 9001の認証を入札参加	◆を 可藤 汁 デ 1 、 3	0.0		
	l		上記の工事費総額が、請負	重額からい地址上である。	0.50		
	中門正無の福州	W. L. M. S. B. C. D. L. E. B. C. D. L. E. B. C. D. D. D. E. B. C. D. D. D. E. B. C. D.					
	市内企業の活用	一次下籍を含む市内企業	上記の工事費総額が、請負		1.0		
	1		事費総額が、請負金額の8 上記の工事費総額が、請負		1.50		
				において、市内本社(本店)の企業が施工する工	2.0		
	I		実績なし。		0.0		
	I		こととしている	かめる。 上記以外でのボランティア活動の実績がある。	0.25		
	l	で)及び過去3カ年度の実 機)	1年の実績があり、麒麟する	工事施工場所と同一区域内でポランティア活動の実績 がある。	0.32		
8	ポランティア活動	ティア活動の実績 (現年度(公告日前日ま で)及び過去3カ年度の実	I	上記以外でのボランティア活動の実績がある。	0.32		
â	1	新潟市内におけるポラン	最続して2年以上の実績があ	工事施工場所と同一区域内でポランティア活動の実績 がある。	0.4		
蘇	1		6	上記以外でのボランティア活動の実績がある。	0.4		
Ì			最続して3年以上の実績があ	工事施工場所と同一区域内でポランティア活動の実績 がある。	0.5		
:	 //	(公告日現在の規定)	規定していない。		0.0		
*	次世代育成支援への 協力	度及び介護休業制度に関す る規定の有無	肯児休業制度又は介護休業	制度の何れかを就業規則等で規定している。	0.25		
	*3	就業規則等での實児休業制	育児休業制度及び介護休業	制度を就業規則等で規定している。	0.5		
		(ABMANAWAN, MAC)	上記を規定していない。		0.0		
	高齢者雇用	高齢者雇用の有無 (公告日現在の雇用、規定)	上記に該当しないが、就業	規則等に規定している。	0.25		
		(ABAGEWEE)	高齢者を継続雇用している	*	0.5		\vdash
	新潟市消防団協力事 業所	証の交付の有無 (公告日現在の認定)	新海中州的国語の手無所表 験当しない。	小屋を交行されている。	0.0		
		新潟市湾防団協力事業所表示	本社 (本店) が新潟市内に 新潟市消防団協力事業所表		0.0		
	地域内拠点	(入札参加申込締切日現在)	木社 (本席) が上記以外の		0.25		
	1	本社 (本店) の所在地	本社(本席)が工事施工場	所と同一区域内に存在する。	0.5		

	₩1	① 工事成績評定点は、過去4カ年度を範囲に限定して取り扱うものとします。 ただし、前年度工事成績評定点に関して、現年度4月および5月公告に関するものは、前年度4月初日から1月末日までに竣工したものを対象に算定します。 ② 現年度6月以降公告に関するものについては、過去4カ年度全ての期間の工事成績評定点を対象に算定します。
事	₩ 2	総合評価方式の受注回数の算定においては、共同企業体で受注実績がある場合、代表者および構成員を関わず回数を数えるものとします。
1	₩3	「次世代育成支援」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする要素に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが微やかに生まれ、かつ、育成される理境の整備のための匿者しくは地方公共団体が繋ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組のことです。

配置予定技術者	厘于定状病者									
主任技術者又は 整理技術者の区分	フリガナ 氏 名	(東京事項1) 雇用関係開始年月日	注 掌 專 項							
			配置予定の有資格技術者を左記の機に記入してください。 【雷常事項1】: 入礼参加申込締切日時点で雇用期間が3億月未満の者は、配置予定技術者 として認められません。 【雷定事項2】: 記入のない場合や、発注工事において配置予定技術者として認められない 者を記入した場合、入礼は無効として失秘となります。 「自己評価表」提出時に配置予定技術者を持定できない場合は、資格等の要件を満たす技術者 者を4人まで記入することができます。 請負契約請及び実際の施工の際に、「技術評価会員ご評価長」に記載した配置予定技術者 は、発気、元、通職等の緩和の特別な場合を設定、変更はできません。 な法、特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、会初予定していた 配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。							

7 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式の標準的な実施スケジュールは、概ね以下のとおりです。



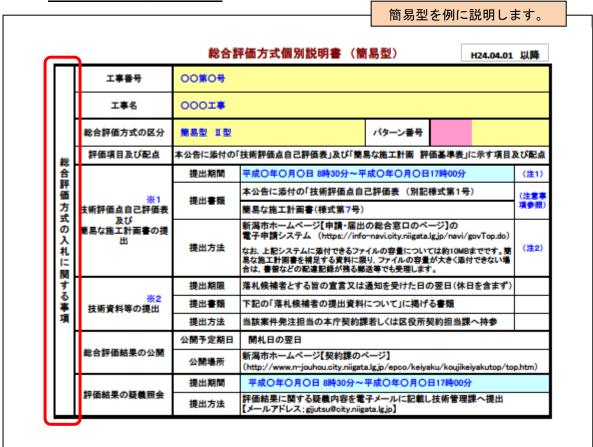
8 「総合評価方式個別説明書」及び「技術評価点自己評価表」について

一般競争入札の場合、入札公告において基本的な事項である「案件番号」、「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「履行期限若しくは履行日数」、「申請申込締切日時」、「質疑書提出締切日時」、「電子入札締切日時」、「工事概要」などが示され、さらに、重要な入札参加要件である「格付又は評点」、「営業拠点」及び「実績要件」が示されます。

総合評価方式の場合においては、上記に加えて「総合評価方式個別説明書」、「技術評価点自己評価表」及び「自己評価にあたっての留意事項」が示されます。

- (1)「総合評価方式個別説明書」について
 - ① 総合評価方式個別説明書は、発注案件ごとに定めるものです。
 - ② 個別説明書上段の「総合評価方式の入札に関する事項」では、「工事番号」、「工事名」、「総合評価方式の区分」、「パターン番号」のほか、「技術評価点自己評価表及び簡易な施工計画書の提出」及び「評価結果の疑義照会」などの事項について説明しています。

熟読と確認をお願いします。



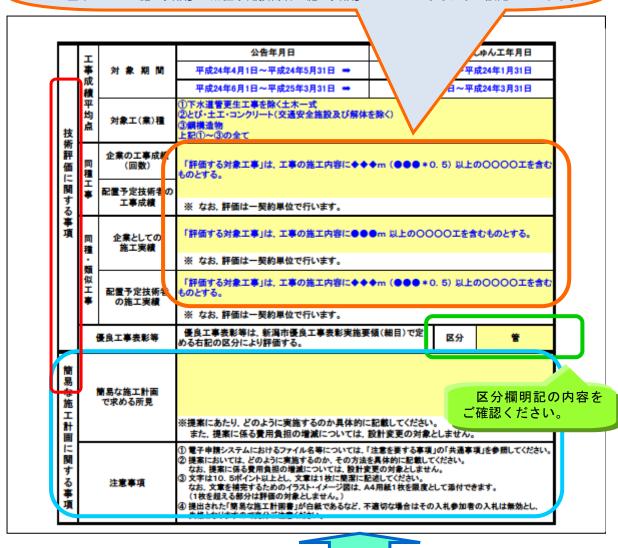
③ 説明書中段の「技術評価に関する事項」では、入札に参加される方の実績を評価する「工事成績平均点」、「同種工事」、「同署・類似工事」及び「優良工事表彰等」が、「技術評価に関する事項」の次には、「簡易な施工計画に関する事項」を掲げていますが、簡易型の場合、案件ごとに「簡易な施工計画で求める所見」のテーマが明記されます。

同種工事においては、

・企業の工事成績及び配置予定技術者の工事成績の評価は、同種・類似工事の配置予定技術者の 施工実績と同様の評価内容としています。

同種・類似工事において、

・「企業としての施工実績」:「配置予定技術者の施工実績」=2:1となるように設定しています。



発注者が求めるテーマに対する「簡易な施工計画」を別記様式第7号「簡易な施工計画書」で述べていただきますが、その際、注意事項を熟読いただき適切な提案をしてください。

【簡易な施工計画で求める所見についての注意事項】

上記「簡易な施工計画に関する事項」欄には、「提案にあたり、どのように実施するのか具体的に記載してください。」・「提案に係る費用負担の増減については、設計変更の対象としません。」と明記しています。

出題の一例として、①「工事における振動や騒音、塵埃発生の低減に配慮した施工上の工夫」 や②「道路利用者(歩行者、自転車利用者、車両)の通行に配慮した交通管理の工夫」というテーマが考えられます。

発注者は、<u>「施工地周辺を含む現場環境を反映した施工面での工夫」や「道路の環境と利用状況</u>を反映し安全配慮された交通管理の工夫」等の提案を期待するものです。

真に実施できる提案が成されるようご注意ください。

④ 「周知事項」の欄では、入札参加者が提出すべき資料や落札候補者となった際に提出が必要な資料を明記してありますのでご確認ください。

	П		新潟市総合評価方式実施要領 第8条に規定するものです。	提出が必要なもの
l	¥	入札参加者の 提出資料について	① 技術評価点自己評価表(別記様式第1号)	☑
l	Ш		② 簡易な施工計画書(別記様式第7号)	Ø
l	П		新潟市総合評価方式実施要領 第7条及び第17条に規定するものです。	提出が必要なもの
l	Ш		① 技術資料等の提出について(別記様式第2号)	Ø
周知	Ш	1	② 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料(別記様式第3号)	☑
*	Ш	1	③ 地域貢献度等確認資料(別記様式第4号)	☑
項	ŧ	2 落札候補者の 提出資料について	④ ボランティア活動による地域貢献の実績(別記様式第5号)	評価項目として設 定された場合
			⑤ 雇用状況報告書(様式6号)	V
			⑥ 工事成績。施工実績を証明する書類	☑
			上記の②~⑤の書面に記載した内容を証明する資料 ⑦ ただし、④及び⑤に係る証明資料は、評価項目として設定された場合に限る。	☑

⑤ 最後に、「注意を要する事項」の欄では、

入札参加者に共通な事項として<u>「自己評価にあたっての留意事項を参照し記入してください」と明示</u>しています。

- ・ 【注1】では、提出書類に関して「無効となる場合」など非常に重要な事項を明記しています。
- ・ 【注2】では、「技術評価点自己評価表」及び「簡易な施工計画書」を電子申請システムで提出してくださいということをお願いしています。十分ご注意ください。 (電子入札システム上に添付しても受け付けることができません。)

	共通事項	別掲「自己評価にあたっての留意事項」を参照し記入してください。
		提出期間内に技術評価点自己評価表等の提出がない場合や不備がある場合は無効となりす。
注		② 提出期間以外に届いたものは受理しませんのでご注意ください。
*		③ 電子署名の認証が正しく行われていない申請の場合は無効となります。
춘		④ 「受理」若しくは「不受理」の結果については、提出後、適宜お知らせします。
要	注 1	提出期間内に技術評価点自己評価表を複数提出した場合、提出期間内において、一番最初 (c) に届いたものを評価します。
す		③ (最初に提出した自己評価表が有効であっても、最後に提出した自己評価表が無効の場合は、無効の扱いとなります。ご注意ください。)
6		⑥ 提出した技術評価点自己評価表が有効かどうかというお問合せには、お答えできません。
*		⑦ 有効・無効の取扱いについて、市からその取扱いをお知らせしません。ご注意ください。
項	注 2	技術評価点自己評価表及び簡易な施工計画書を提出する「電子申請システム」は、「電子入札システム」とは異なります。 また、技術評価点自己評価表及び簡易な施工計画書を持参されたり、電子入札システム上で添付されても受理しません。 ご注意ください。
		落札候補者となったのものが提出しなければならない別記様式第2~8号については、新潟 ① 市ホームページ【技術管理課(建設工事総合評価方式)のページ】 (http://www.city.niigata.jp/info/gkan/sougou.html)よりダウンロードしてください。
楝	式について	② 要領・様式等は随時更新することがありますので、最新のものをご利用ください。
		※ 記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますのでご注意ください。

(2)「技術評価点自己評価表」について

技術評価点自己評価表(別記様式第1号)は、総合評価方式個別説明書の「総合評価方式の入札に関する事項」に記載していますように、定められた提出期限において提出する必要があります。

【ご注意いただきたいこと】

① 技術評価点自己評価表(別記様式第1号)の作成にあたっては、あらかじめ新潟市建設工事 総合評価方式試行要領第17条に規定する下記別記様式第2号及び同要領第7条に規定する下 記別記様式第3号から第8号を必要に応じて作成し、記入漏れや誤りがないよう注意してくだ さい。

(記入漏れや誤りと認められるものがあっても、そのことについて、市は、入札参加者の方に お知らせすることはありません。)

- ・別記様式第2号 技術資料等の提出について
- ・別記様式第3号 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料
- ・別記様式第4号 地域・社会貢献度等確認資料
- ・別記様式第5号 ボランティア活動による地域貢献の実績
- ・別記様式第6号 雇用状況報告書
- ・別記様式第7号 簡易な施工計画書
- ・別記様式第8号 技術提案書
- ② 次ページに記す「技術評価点自己評価表」の上段に掲げる項目については、次のことにご注意ください。
 - ・ 最上段の「入札参加資格登録所在地」、「商号又は名称」、「代表者名」、「下記の工(業) 種に応じた入札参加資格者名簿格付けランクをご記入ください。」の欄は、入札参加者を 特定する部分です。漏れがないよう正確に記入してください。

次の工事の施工能力に掲げる項目は、必須項目であることにご注意ください。

- ・ 企業の能力に掲げる「**工事成績(平均点)」**の欄は、市で算出しますので記入の必要は ありません。
- ・ 企業の能力に掲げる「同種工事の工事成績(回数)」、「同種・類似工事の施工実績」の 欄は、あらかじめ「別記様式第3号企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料」 を作成して、誤りなく記入してください。
- ・ 企業の能力に掲げる「**総合評価方式受注回数(減点方式)**」の欄は、入札参加者に係る 平成24年度総合評価方式での受注回数に応じた点数を選択して自己評価してください。
- 【ご注意ください】 「技術資料自己評価表」提出締切後に、開札日,公告日,案件番号という優先順で審査し、その結果、案件の落札候補者となる場合、受注者と見做し「総合評価方式受注回数」を数えます。詳しくは、「自己評価にあたっての留意事項」をご覧ください。
- ・ 配置予定技術者の能力に掲げる「**国家資格」、「同種工事の工事成績」**及び「**同種・類似 工事の施工実績**」の欄は、それぞれ該当する欄の記載内容に応じて自己評価してください。



- ③ 「技術評価点自己評価表」の中段以降に掲げる項目については、次のことにご注意ください。
 - ・ 地域・社会貢献度に掲げる項目は、選択項目です。
 - ・ 評価項目の「**災害時活動協力**」は、工事の施工地と災害協定の区域の関係により、「除 雪協力」は、工事の施工地と除雪協力の区域の関係により、「地域内拠点」は、工事の施工地と本社(店)の位置の関係により評価点数が異なります。
 - ・ 評価項目の「新潟市消防団協力事務所」の認定基準は、<u>必ずしも消防団への入団が認定</u> の条件となるものではありません。

(詳しくは、20ページの「新潟市消防団協力事務所表示制度実施要綱」をご覧ください。)

- ・ 評価項目の「**高齢者雇用」**は、これまで雇用してきた方を60歳に到達してもなお継続 して雇用している場合(65歳未満までを限度)に評価するものです。
 - (詳しくは、自己評価にあたっての留意事項、及び21ページの「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」等をご覧ください。)
- ・ 評価項目の「次世代育成支援への協力」は、国や地方公共団体及び事業主や国民が共に 次世代育成支援に協力する必要がありますが、事業主の協力体制を評価するものです。 (詳しくは、自己評価にあたっての留意事項、及び22ページをご覧ください。)
- ・ 評価項目の「ボランティア活動」は、本年度見直しをした項目で、過去からの社会貢献 活動(最大過去3カ年度)を重く評価するものです。
- ・ 評価項目の「市内企業の活用」は、市との請負金額に対して、市内に本社(本店)がある元請及び1次下請が施工する工事費総額との比率で評価するものです。

【ご注意ください】 「市内企業の活用」における<u>「市との請負金額に対して、市内に本社</u> (本店)がある元請及び1次下請が施工する工事費総額との比率」の算出の詳細につい ては、「自己評価にあたっての留意事項」をご覧ください。

		0	市の災害協定の有無 年度(公告日前日まで)及 云3ヶ年度内の協定)	工事施工場所と同一区域内での災害協定の締結実績あり。		1.0	
	災害時活動協力			上記以外での災害協定の締	結実積あり。	0.8	
				契約実績なし。		0.0	
*			市の教室協力の有無 序度(公告日前日まで) 選去の毎かある年度の契約) 成か1つの契約で利断し評 か1つの契約で判断し評	工事施工場所と同一区域内 において	新潟市から除置機械の貸与を受けない契約実績あり。	2.0	
様・社会					新潟市から除置機械の貸与を受ける契約実績あり。	1.6	
	除雪協力				新潟市から除置機械の貸与を受けない契約実績あり。	1.6	
×		설	か1つの契約で判断し押 る。)	工事施工場所と異なる区域 において	新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり。	1, 28	
献度		-	4. /	契約実績なし。		0.0	
温积		\vdash		本社 (本店) が工事施工場	所と同一区域内に存在する。	0.5	
0	地域内拠点	*	(木店)の所在地	本社 (本席) が上記以外の		0. 25	
		(北参加申込締切日現在)	本社(本店)が新潟市内に		0.0	
	新潟市消防団協力事	新匠	市浦訪団協力事業所表示 交付の有額 舎日現在の認定)	新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている。		0.5	
	拿所	E (-		験当しない。		0.0	
			倉屋用の有額 各日現在の屋用、規定)	高齢者を継続雇用している。		0.5	
	高齢者雇用			上記に該当しないが、就業規則等に規定している。		0. 25	
				上記を規定していない。		0.0	
	※3 次世代育成支援への 協力	100		育児休業制度及び介護休業	制度を就業規則等で規定している。	0.5	
				育児休業制度又は介護休業	制度の何れかを教業規則等で規定している。	0. 25	
				規定していない。		0.0	
*	ポランティア活動			継続して3年以上の実績があ	工事施工場所と同一区域内でポランティア活動の実績 がある。	0.5	
*				•	上記以外でのボランティア活動の実績がある。	0.4	
住金		9 i		継続して2年以上の実績があ る	工事施工場所と同一区域内でポランティア活動の実績 がある。	0.4	
貢献度		7			上記以外でのポランティア活動の実績がある。	0. 32	
-		T.		1年の実績があり、最続する	工事施工場所と同一区域内でポランティア活動の実績 がある。	0. 32	
提択				こととしている	上記以外でのポランティア活動の実績がある。	0. 25	
				実績なし。		0.0	
	市内企業の活用	\vdash	下腹を含む市内企業	自社施工及び一次下鉄施工において、市内本社 (本店) の企業が施工する工事		2. 0	
		-		費総額が、賃賃金額の80%以上である。 上記の工事費総額が、賃賃金額の70%以上である。		1.50	
				上記の工事受総額が、賃貸金額の60%以上である。		1.0	
				上記の工事費総額が、賃賃金額の50%以上である。		0.50	
				上記に監当しない。		0.0	

以下に評価項目としている「新潟市消防団協力事務所」、「高齢者雇用」及び「次世代育成支援への協力」について、関連する要綱や法律等を掲げます。ご覧ください。

【参考1】: 新潟市消防団協力事務所について

「新潟市消防団協力事業所」については、「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」第1条に 規定する「地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ること」を推進するもので、その認定基 準は、上記第4条に示されています。

ご確認ください。

新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって<u>地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする</u>。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
 - (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を 交付した事業所等(以下「協力事業所」という。) をいう。
 - (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
 - (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 (省略)

(認定基準)

- 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合及び同条第2項の規定による推薦があった場合に おいて、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うもの とする。
 - (1) 従業員等が消防団員として、相当数入団している事業所等
 - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
 - (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

以下,第5条~第14条 省略

【参考2】高齢者雇用の推進について

「高齢者雇用」については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第1条に規定する目的を 推進するため、第8条に規定する「定年を定める場合の年齢」、第9条「高齢者雇用確保措置」の規 定を評価の基準としています。ご確認ください。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、<u>定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、</u> 高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合 的に講じ、もつて高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、<u>経済及び社会の発展に寄与</u> することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「高年齢者」とは、厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。
- 2 この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。
 - 一 中高年齢者(定義については,省略)
 - 二 中高年齢失業者等(定義については,省略)
- 3 この法律において「特定地域」とは、 (以下,省略)

第三条 (省略)

(事業主の責務)

- 第四条 事業主は、その雇用する高年齢者について職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の 諸条件の整備を行い、並びにその雇用する高年齢者等について再就職の援助等を行うことにより、その意 欲及び能力に応じてその者のための雇用の機会の確保等が図られるよう努めるものとする。
- 2 事業主は、その雇用する労働者が高齢期においてその意欲及び能力に応じて就業することにより職業生活の充実を図ることができるようにするため、その高齢期における職業生活の設計について必要な援助を行うよう努めるものとする。

(途中省略)

(定年を定める場合の年齢)

第八条 事業主がその雇用する労働者の定年(以下単に「定年」という。)の定めをする場合には、当該定年は、六十歳を下回ることができない。ただし、当該事業主が雇用する労働者のうち、高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として厚生労働省令で定める業務に従事している労働者については、この限りでない。

(高年齢者雇用確保措置)

- 第九条 定年 (六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。) の定めをしている事業主は、その 雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置 (以下「高年齢 者雇用確保措置」という。) のいずれかを講じなければならない。
 - 一 当該定年の引上げ
 - 二 継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続い で雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入
 - 三 当該定年の定めの廃止
- 2 事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。

【参考3】次世代育成支援への協力について

「次世代育成支援への協力」については、「次世代育成支援対策推進法」第1条に規定する目的を 推進するため、第5条に規定する「事業主の責務」を評価しようとするものです。

この評価については、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 第21条に規定される事項が、「労働基準法」第89条の規定により行政官庁(労働基準監督署)に 届け出なければならないことを活用しています。

次世代育成支援対策推進法 (抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本 的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う 喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)に のっとり、相互に連携を図りながら、<u>次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなけれ</u> ばならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、<u>その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者</u>の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら 次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 <u>国民は、</u>次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、<u>国又は地方公共団体</u>が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(以下省略)

労働基準法第89条では、常時10人以上の労働者を使用する使用者の就業規則作成の義務と行政 官庁への届け出が規定されています。同法90条では、使用者が就業規則を作成する場合又は変更す る場合は、労働者の代表等の意見を聞かなければならないことを規定しています。

労働基準法 (抜粋)

(作成及び届出の義務)

- 第89条 常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官 庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。
 - 1. 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
 - 2. 賃金 (臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。) の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
 - 3. 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
 - 3の2. 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払 の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
 - 4. 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
 - 5. 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
 - 6. 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
 - 7. 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
 - 8. 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
 - 9. 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
 - 10. 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

(作成の手続)

第90条 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合 がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の 過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

(以下省略)

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 21 条では、事業主が講するべき措置が規定されています。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(抜粋)

(育児休業等に関する定めの周知等の措置)

- 第二十一条 事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、 これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 一 労働者の育児休業及び介護休業中における待遇に関する事項
 - 二 育児休業及び介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、 当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければ ならない。

(以下省略)

- ④ 技術評価点自己評価表の客観的な優良性項目については、次のことにご注意ください。
 - ・ 客観的な優良性に掲げる項目は、選択項目であることにご注意ください。
 - 評価項目の「ISO 9001」、「ISO 14001」及び「エコアクション21」について、

建設工事という特性から、品質マネジメントシステムである「ISO 9001」を上位に据えて評価することとしています。

「ISO 9001」、「ISO 14001」及び「エコアクション21」については、それぞれ認証取得の有無の評価となります。

・ 評価項目の「優良工事表彰等」は、指定区分での優良工事表彰がある場合、及び指定区 分での優良工事表彰がない場合において80点以上の工事成績評定点の工事実績がある場 合に評価となるものです。

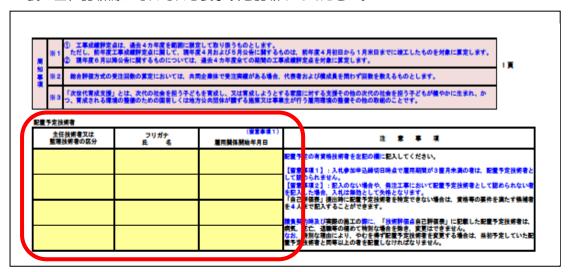
【参考】ISO	やその他のマネジ	メントシステムの概要			
ISO (国際規格)	ISO 9001	(品質マネジメントシステム) 顧客に品質のよいモノやサービスを提供すること、つまり「顧客満足」を目的にしたマネジメントシステム			
	ISO 14001	(環境マネジメントシステム) 会社を取り巻く地域の方々(利害関係者)のために環境に悪影響を与えないようにすること、つまり「環境保全」を目的にしたマネジメントシステム			
	ISO 27001	(情報セキュリティマネジメントシステム) 情報の漏えいを防ぐことを目的にしたマネジメントシステム			
その他の	OHSAS	(労働安全マネジメントシステム)			
マネジメント	18001	従業員が安全な労働環境の下で働けるようにすることを目的 にした目的にしたマネジメントシステム			
システム	Pマーク	(プライバシーマーク) 個人情報の保護を目的にしたマネジメントシステム			
	エコアクション 21	(環境マネジメントシステム) 事業は製品・サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取り組みを行うことが求められていますが、全ての事業者ガ、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に環境省が策定したガイドライン			

⑤ 評価項目の「新規雇用」の「雇用状況」は、公告日前日から過去1年間においての解雇や新たな雇用について評価するものです。

9				解雇がなく、新規雇用もない。 解雇がある。	0.0			
(必須/除礼 新規雇用	雇用状况	新規 (5 の第	雇用及び解雇の有額 各日前日から過去1年間 成)	原屋がなく、新規雇用あり。 入札参加登録時の総職員数の4%未満の場合 新規雇用者数/総職員数(%)ニュ (小数点以下第2位の捨五入1位止め)	(a × 0. 25) +1	2.0		
Г				解雇がなく、入札参加登録時の総職員数の 4 %以上新規雇用した。	2.0			
l		At At	議去4ヶ年度内での長齢 工事成績)	受賞等なし。	0.0	1		
٥	優良工事表彰等	Ø1	編 概章 (公会日前日本で)	指定区分での80点以上の工事成績評定点あり。	0.5			
選択		推加	区分での新潟市優良工事 又は一定以上の工事政績	指定区分での優良工事表彰の受賞あり。	1.0			
*	の態証収得	(5	会日現在の課証)	験当しない。			/	_
養良	エコアクション21	王: 傳句	アクション21の観転取	エコアクション21の課証がある。				/
的な	認証取得	Ø4 (5	会日現在の課証)	上記の観覧なし。	0.0			
*	180140010	18	0 14001 腮旋取得	ISO 14001認証を入札参加者名で受けている。	1.0			
_	施証取得	(4	会日現在の課証)	上記の観覧なし。	0.0			
Г	ISO 90010	1.8	0 9001 観証取得の	ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている。	1.0			

【ご注意ください】 「新規雇用」における「雇用状況」評価について、加点が1点を超える加点評価の件数は、3件までとしています。総合評価点の算定は、開札日を基準日とし、同日に開札される案件が複数ある場合は、案件番号の若い順番に総合評価点を決定します。 なお、「1点を超える加点」が可能な入札参加者は、案件ごとに「1点を超える加点」とするか、「1点」とするかは、自由に選択できます。 詳しくは、自己評価にあたっての留意い自己をご覧ください。

- ⑥ 技術評価点自己評価表の最後部に掲げるものについて、
 - ・ 周知事項として、「工事成績評定点の取り扱い」、「総合評価方式の受注回数と共同企業 体の関係」及び「次世代育成支援の意味合い」を記載しています。
 - ・ 当該総合評価方式案件においては、配置を予定する技術者の資格や施工実績等を評価します。評価の対象とできる技術者については4名を限度にしていますので、注意事項を熟読の上、記載欄にそれぞれ必要事項を記載してください。



9 履行の確保と確認 (受注者の方へ 特にご注意いただきたいこと)

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準(平成24年4月1日改正施行)の「9 工事成績評定の減点」において、次のように規定しています。

(1) 簡易な施工計画書及び技術提案書に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

①「簡易な施工計画」や「技術提案書」

減点值=8点 \times (α $-\beta$) $/\alpha$ (小数点以下第1位四捨五入整数止)

α:落札時の「簡易な施工計画書」及び「技術提案書」に係る技術評価点

β:達成度合いに応じて「簡易な施工計画」及び「技術提案」に係る得点を<u>再計算した技</u> 術評価点

※8点:新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

②「技術資料に記載された配置予定技術者の内容」

減点值=8点 \times ($\alpha-\gamma$)/ α (小数点以下第1位四捨五入整数止)

α:落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点

γ:達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を<u>再計算した技術評価点</u> ※8点:新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

③「市内企業の活用の評価基準に示す割合」

減点值=8点 \times ($\alpha-\kappa$)/ α (小数点以下第1位四捨五入整数止)

α:落札時の「市内企業の活用」に係る技術評価点

 κ :達成度合いに応じて「市内企業の活用」に係る得点を<u>再計算した技術評価点</u>

※8点:新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【要注意点】

(1) **上記①「簡易な施工計画や技術提案書」**に関しては、「別記様式第7号 簡易な施工計画書」(前出)において、『市では、「簡易な施工計画」における具体的な施工計画の提案において、提案にかかる費用負担の増減については、設計変更の対象としないこととしております。提案にあたって、ご留意ください。』と明示しています。

基本的には、過度な提案をすることなく、あくまでも「市が求めるテーマに対する具体的な工夫」を提案するよう心がけていいただき、工事竣工時において、提案された事項が未達成とならないようご注意ください。

工事竣工時に提案された事項が未達成の場合には、工事成績評定点の減点がされることとなりますのでご注意ください。

(2) 上記②「技術資料に記載された配置予定技術者の内容」に関して、「別記様式第3号 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料」(前出)において、配置予定技術者の届出をしていただきますが、工事契約期間において、受注者の責により配置技術者の交替が必要となった場合、交代後の配置技術者の資格や施工実績等について再確認し、総合評価点算出時と比較します。

その結果、総合評価点算出時の評価点より減点となる場合には、工事成績評定点の減点がされることとなりますのでご注意ください。

(3) 上記③「市内企業の活用の評価基準に示す割合」に関しては、「別記様式第1号 技術評価点自己評価表」において自己評価していただくこととしていますが、工事竣工時において、市内企業の活用状況についての確認をします。

確認の結果、未達成の場合には、工事成績評定点の減点がされることとなりますのでご 注意ください。

10 その他の事項

(1) 学識経験者からの意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項,並びに地方自治法施行規則第12条の4により、以下の手続きを行う際には、2名以上の学識経験者からの意見を聴取します。

(意見を聞く学識経験者については、新潟市建設工事総合評価方式試行要領第12条において規定していますが、中立・公正な立場から判断することができる者として、大学教授及び行政職員(国土交通省北陸地方整備局の職員)を対象に土木系・建築系それぞれの学識経験者を選任し、個々の工事ごとに、その選任された者のうち、2名以上から意見を聴取します。)

- ・ 落札者決定基準を定めようとするとき
- ・ 落札者を決定しようとするとき(※)
- ※ 落札者決定基準を定めようとするときに学識経験者から意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合。

(2) 説明要求等の対応

総合評価に関する結果については、新潟市ホームページ(財務部契約課のページ)で公開します。

この結果に関して疑義がある場合、入札参加者は、評価結果の公開日の翌日8時30分から3日(閉庁日を除く)とし、最終日の17時00分までに、疑義の内容を記して下記メールアドレスまでメールにて提出することになります。

都市政策部技術管理センター技術管理課(E-mail:gijutsu@city.niigata.jg.jp)

【参考資料】

地方自治法施行令く抜粋>

(総合評価落札方式)

第 167 条の 10 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(低入札価格調査制度による総合評価落札方式)

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価ー 般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込 みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを決定するための基準 (以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

(学識経験者)

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

(学識経験者)

- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則<抜粋>

(学識経験者)

第12条の4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項(これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

新潟市建設工事一般競争入札実施要綱(平成 23 年 11 月 30 日改正施行) **<抜粋>**

(趣旨)

第1条 (省略)

(対象工事)

- 第2条 この要綱により制限付き一般競争入札の対象とする建設工事(以下「対象工事」という。)は、 全体工事費が概ね1千万円以上の工事で、新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟市 請負工事等区役所審査委員会(以下「委員会」という。)が指定したものとする。
- 2 前項のほか,委員会が工事の性格等に照らし、制限付き一般競争入札によることが適当と認める工事

第3条~第7条 (省略)

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

- 第8条 市長は、落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参資格を有していると認めた場合は、落札者として決定し、その旨を入札参加資格審査結果通知書(別記様式第6号)により落札者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。
- 2 前項の審査において,落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は,当該落札候補者 を失格とし,入札参加資格審査結果通知書(別記様式第6号)により理由を付して,当該落札候補 者に通知するものとする。
- 3 第2項の場合において,第6条第1項の入札の次順位者を新たな落札候補者として通知し,入札参加資格の審査を行うものする。この規定は落札候補者が入札参加資格を有していると認められるまで順次行うものとする。
- 4 落札決定までに、落札候補者が、第3条第1項各号に示すいずれかの入札参加資格を満たさなくなったとき(同条同項第5号については、「入札執行日までの間」を「落札決定までの間」と読みかえるものとする。)は、当該落札候補者を失格とする。
- 5 第1項の審査は、入札書、工事費内訳書、第7条第1項の規定により提出された書類により行うものとする。
- 6 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査書類が提出された翌日から起算して原則として4日(休日を含まない。)以内に行うものとする。

第9条以降 (省略)

新潟市建設工事総合評価方式試行要領(平成 24 年4月1日改正施行)

(趣旨)

- 第1条 この要領は、新潟市建設工事一般競争入札実施要綱(以下「入札実施要綱」という。)第1条 に規定する制限付き一般競争入札において、工事の品質確保を目的として価格及び価格以外の技術 的な要素を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)に関して必要 な事項を定める。
- 2 この要領によるもののほかは、入札実施要綱によるものとする。

(定義)

- 第2条 総合評価方式とは、価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法 等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者 とする方式をいう。
- 2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の5つの方式に区分する。
 - (1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績又は施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等の技術力と価格とを総合的に評価するものとし、次に掲げるものとする。

- ① 特別簡易型 企業育成型 比較的小額な工事において、必要とする技術力を保持している企業を評価するもの
- ② 特別簡易型 通常型 比較的小額な工事以外の工事において、必要とする技術力の保持に加えて地域や社会への貢献をしている企業を重視して評価するもの
- (2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、簡易な施工計画の提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(3) 標準型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合において、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案(具体的な施工計画)の提出を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地の大きい工事で、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、同種工事における工事成績及び施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等に加え、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの

(工事の選定)

- 第3条 総合評価方式による工事の選定に当たっては、以下の基準による。
 - (1) 特別簡易型又は簡易型を適用する工事 技術的な工夫の余地が小さい工事で、新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟 市請負工事等区役所審査委員会(以下「審査委員会」という。)が適当と認める工事
 - (2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事 以下の一に該当する工事で、審査委員会が適当と認める工事

① 総合的なコスト縮減に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって,工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフ サイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

② 社会的要請への対応に関する技術提案

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

③ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって,工事価格の差異に比べて,工事目的物の初期性能の持続性,強度,安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

- ④ その他標準型又は高度技術提案型に適すると認められる工事
- 2 前項に規定する基準のほか、工事の選定に当たっては、別に定める工事難易度評価表での判定結果を参考にするものとする。

(技術評価委員会の設置)

- 第4条 総合評価方式を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査及び評価等を行うため、技術評価委員会を設ける。ただし、第2条第2項第1号に規定する特別簡易型を適用する場合は、技術評価委員会の議によらず、当該工事の担当課長又は担当次長若しくは総合評価方式に係る事務を所掌する課長(以下「担当課長等」という。)が審査及び評価を行うことができる。
- 2 技術評価委員会及び担当課長等は、評価を行うための事務の一部を別に定める委託実施要領により外部に委託することができる。

(入札参加資格)

第5条 総合評価方式による入札に参加することができる者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、入札実施要綱第3条の規定によるものする。

(入札公告)

- 第6条 総合評価方式を行おうとする場合は、入札実施要綱第4条に規定する入札公告(以下「公告」 という。)に次の各号に掲げる事項を明示して公告するものとする。
 - (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること。
 - (2) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - (3) 技術資料等の提出方法及び期間
 - (4) 受注者の責により、技術資料の内容が満足できない場合の措置
 - (5) その他総合評価方式を行う上で必要な事項

(技術資料等)

- 第7条 前条第3号の技術資料等は、次の各項に定めるものとする。
- 2 第2条第2項第1号に掲げる特別簡易型の場合においては、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料(別記様式第3号)
 - (2) 地域・社会貢献度等確認資料 (別記様式第4号)
 - (3) ボランティア活動による地域貢献の実績(別記様式第5号)
 - (4) 雇用状況報告書(別記様式第6号)
 - (5) 工事成績、施工実績を証明する資料
 - (6) 第1号から第4号の書面に記載した内容を証明する資料

- 3 第2条第2項第2号に掲げる簡易型の場合においては、前項に掲げる技術資料等に「施工上の課題に対する技術的所見を記した簡易な施工計画書(別記様式第7号)」を加えるものとする。
- 4 第2条第2項第3号に掲げる標準型の場合においては、第2項に掲げる技術資料等に発注者が標準として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容に対しての「標準案と同等又は優れた技術提案及び当該技術提案に係る具体的な施工計画(以下「技術提案」という。)を記した技術提案書(別記様式第8号)」を加えるものとする。
- 5 第2条第2項第4号に掲げる高度技術提案型の場合においては、前項に掲げる標準型を応用する こととし、その都度個別に定める。

(技術評価点自己評価表の提出と審査)

- 第8条 入札参加者は、前条第2項第1号から第4号まで、並びに第5号のうち工事成績及び施工実績に関する事項を技術評価点自己評価表(別記様式第1号)に取りまとめ作成し、公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。
- 2 担当課長等は、入札参加者が提出した前項に規定する技術評価点自己評価表を審査するものとする。
- 3 第1項で定める技術評価点自己評価表を公告で定める期間に提出しない場合は、その入札は失格 とする。

(入札参加申請及び書類の準備・提出)

- 第9条 総合評価方式による入札に参加しようとする者は、公告に定める期限及び方法により一般競争入札参加申請(入札実施要綱別記様式2号)を市長に対して行わなければならない。
- 2 前項の行為を行なった者は、公告に定める資料を公告に定める期間及び方法により提出しなければならない。
- 3 第1項の入札参加申請を行ったものは、入札日の前日までに入札実施要綱第5条第2項に掲げる 入札参加資格審査書類、第7条に規定する技術資料等及び技術資料等を証明する書類を用意してお かなければならない。
- 4 入札参加申請をした者が特定共同企業体である場合は、前項の規定に加えて入札実施 要綱第 5条第3項に掲げる入札参加資格審査書類を用意しておかなければならない。

(技術資料等の審査及び評価)

- 第11条 第4条に規定する技術評価委員会若しくは担当課長等は,第7条に規定する技術資料等の審査及び評価を行う。
- 2 技術資料等の評価を行う場合は、必要に応じ、入札参加者に対してヒアリングを実施することができる。
- 3 第2条第2項第2号から第4号に規定する簡易型,標準型,高度技術提案型を適用する場合において,前2項のほか技術評価委員会の運営等に関し必要な事項は,別に定める。
- 4 第7条第3項で規定する簡易な施工計画書及び同条第4項で規定する技術提案書の内容が白紙の場合並びに第9条第2項に規定する公告で定める期間に公告で定める資料を提出しない場合は、その入札は失格とする。

(学識経験者への意見聴取)

第12条 市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項(同令第167条の13により 準用する場合を含む。)、同法施行規則第12条の4の規定に基づき、総合評価方式における落札者決 定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」 という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 前2項において意見を聴取する学識経験者を、新潟市建設工事総合評価アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)と称し、その意見聴取等に関し必要な事項は、別に定める。

(技術提案の改善)

第 13 条 技術評価委員会は、技術提案において、内容の一部を改善することでより優れた技術提案と なる場合や提案の不備を解決できる場合は、提案者に対し、当該技術提案の改善を求め又は改善を 提案する機会を与えることができる。

この場合,技術評価委員会は,透明性,公正性の確保のため,技術提案の改善に係る過程について,その概要を速やかに公表しなければならない。

(高度の技術等を含む技術提案を求めた場合の設計額)

- 第14条 当該工事の担当課長等は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む 技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるか を審査し、最も優れた提案を採用できるよう設計額を作成することができる。
- 2 前項の場合において、当該技術提案の審査に当たり、アドバイザーの意見を聴くものとする。

(総合評価の方法及び落札候補者の決定)

第15条 総合評価の方法は、以下に示した方法により、予定価格の制限の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料等について、各評価項目を点数化した得点の合計点(以下「技術評価点」という。)を加えたものを総合評価点(以下「評価点」という。)とする加算方式によるものとする。

なお、価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については、別に定める。

評価点=価格評価点+技術評価点

- 2 入札参加者より提出された第7条に規定する技術提案等の内容が、現場条件等により確実に実施 することができない場合は、当該技術提案等の一部を採用せず評価の対象外とすることができる。
- 3 第1項及び前項の規定により評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- 4 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(落札候補者の公開と疑義照会)

- 第 16 条 第 11 条第 1 項の規定により技術資料等の評価を行った者は、前条に規定する落札候補者の 決定に関し、評価の経過等を明らかにした評価調書を整備しなければならない。
- 2 総合評価方式により落札候補者を決定したときは、速やかに次の事項を公開しなければならない。
 - (1) 入札参加者名
 - (2) 各入札参加者の入札金額
 - (3) 各入札参加者の価格評価点
 - (4) 各入札参加者の技術評価点
 - (5) 各入札参加者の評価点
- 3 入札参加者は、前項の規定により公開された評価点等について、疑義の照会をすることができる。
- 4 前項の規定により照会があった場合は、その結果を当該入札参加者に速やかに回答するとともに、公開するものとする。

(入札参加資格審査書類等の提出)

- 第 17 条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日(休日を含まない。) までに、入札実施要綱第 7 条に規定する入札参加資格審査書類及び入札参加資格審査書類の提出について(別記様式第 5 号)並びに第 7 条に規定する技術資料等及び技術資料等の提出について(別記様式第 2 号)を持参提出しなければならない。
- 2 落札候補者が前項の規定による提出期限内に前項に規定する書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札を無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第18条 入札実施要綱第8条の規定は、総合評価方式に準用する。この場合において、同要綱同条第3項中「入札の次順位者」とあるのは「評価点の次順位者」と読み替えるものとする。

(技術資料の担保)

- 第19条 落札者は、契約後、提出した技術資料等に基づき施工しなければならない。
- 2 契約後, 落札者の責により, 第 17 条の規定により提出された技術資料等の内容が満足できない場合は, 以下の措置を講じる。ただし, 第 15 条第 2 項の規定により採用されなかったものを除くものとする。
 - (1) 技術資料等の内容と施工等の内容に著しい差異があるときは、市の工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことができる。
 - (2) 新潟市工事成績評定実施要領に規定する工事成績評定において、評定点の減点を行う。

(技術資料の秘密の保持)

第20条 提出された技術資料等については、公にすることにより、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、新潟市情報公開条例第6条第3号アに該当するため、公開しないものとする。

(技術提案内容の使用)

第21条 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、新潟市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

(書類等の作成費用)

第22条 入札参加申請者が技術資料等の作成に要した一切の費用は、入札参加申請者の負担とする。

(その他)

第23条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める ものとする。

附則

1 この要領は、平成18年7月18日から施行する。

(途中省略)

附則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。